

# 総務文教常任委員会

平成24年3月29日(木)午前 時 分～  
第3委員会室

1 開議

2 事務局日程説明

3 委員長報告の確認

4 その他

(1) 専決予定事項の説明

- ・ 市税条例の一部改正
- ・ 亀岡市一般会計予算
- ・ 職員の懲戒の手續及び効果に関する条例一部改正

(2) 議会だよりの内容について

(3) 行政視察について

(4) 暴力団排除条例について

(5) 次回の日程及び内容について

- ・ 4月4日(水)全員協議会終了後

## 総務文教常任委員長報告

(H24.3.29)

総務文教常任委員会に付託されました議案について、審査の経過概要と結果を報告いたします。

まず、第8号議案の平成24年度曾我部山林事業特別会計予算であります。山林管理に要する経費であり、別段異論なく、採決の結果は、全員をもって原案可決すべきものと決定しました。

次に、第12号議案から第41号議案の平成24年度亀岡財産区ほか29財産区特別会計であります。その内容は、造林、育成等の管理経費、並びに関係地域の自治振興のための助成経費等が主なものであります。30財産区いずれも、別段異論なく、採決の結果は、全員をもって原案可決すべきものと決定しました。

次に、第42号議案の亀岡市犯罪被害者等支援条例の制定については、本市における犯罪被害者等の支援に関し、基本理念、市及び市民等の責務や支援のための施策に係る基本的事項を定め、犯罪被害者等が受けた被害の回復及び軽減に資することを目的として条例を制定しようとするものであります。本条例制定については、市議会平和人権対策特別委員会から提言もなされ、条例の検討過程にお

いて月例の本常任委員会でも説明を受け、質疑をする中で、内容について理解を深めてきたものであり、別段異論なく、採決の結果は、全員をもって原案可決すべきものと決定しました。

次に、第43号議案の亀岡市図書館条例の一部改正については、図書館法の一部改正に伴い、図書館協議会の委員の任命基準について、所要の規定整備を図るもので、別段異論なく、採決の結果は、全員をもって原案可決すべきものと決定しました。

次に、第48号議案の障害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定については、関係する3条例について、引用条項の改正を行うものであり、別段異論なく、採決の結果は、全員をもって原案可決すべきものと決定しました。

次に、第49号議案の亀岡市交流会館条例の一部改正については、亀岡市交流会館の利用状況を踏まえ、より効率的な管理運営を行うため、開館時間及び休館日の見直しを行うもので、別段異論なく、採決の結果は、全員をもって原案可決すべきものと決定しました。

次に、第50号議案、亀岡市税条例の一部改正については、東日本大震災からの復興に関し、地方公共団体が実施する防災のための施策に必要な財源の確保に係る地方税の臨時特例に関する法律等の施行に伴い、平成26年度から平成35年度までの間、個人市民税

の均等割の税率を引き上げること等の改正をしようとするものであります。採決に先立ち、反対討論として、復興、防災のために必要な財源の確保とのことだが、その財源分を交付税から減額されるのであれば負担だけが残し、合わせて被災者にも同じく負担増となるとの意見がありました。

採決の結果は、賛成多数をもって原案可決すべきものと決定しました。

なお、本条例改正による増収財源については、十分に改正の趣旨に沿った充当がなされるよう望むものであります。

次に、本常任委員会に付託された請願について、審査経過と結果を報告いたします。

受理番号 1、亀岡市の小学校給食および保育給食の放射能対策実施に関する請願について、その趣旨は、放射能の影響を最も受けやすい子供たちの健康を守るため、できるだけ早く給食の放射能対策の実施を望むもので、具体的な請願事項は、1、給食食材の放射性物質測定と結果公表の実施、2、測定実施までの暫定措置の実施を求めるものであります。

委員会で審議する中で、現実的に給食として提供するまでの検査の時間的制約や、全品目検査の可能性の有無、私立保育園を含む措

置等検討すべき点もある中で、子供たちの健康を守るための姿勢をもって亀岡市に取り組んでもらいたい、そういう仕組みづくりをしてほしいという請願者の思いを確認し、実施方法や実施規模についての工夫や研究はできるのではないかとの意見が出されたところがあります。しかし、請願事項2については、暫定措置として政府指定のモニタリング強化地域である総理指示対象自治体及びその隣接自治体の食材を給食に使用しないことを求めるものでありますが、この点については、復興に向けて取り組んでおられる自治体、生産者を排除するものであり、賛同しかねるとの意見が多かったところ です。

請願の願意に賛成部分と反対部分が存在することになりますので、本委員会で協議の結果、最終的に賛成部分のみの採決を諮ることにいたしました。

そこで、請願項目1のみについて、採決した結果は、全員をもって採択すべきものと決定しました。また、請願項目2については、審査未了とし、採決に及びませんでした。

以上、簡単ではありますが、本委員会の報告といたします。

# 亀岡市税条例等の一部改正（案）について

（平成24年度）

## 専決する主な内容

### 固定資産税関係

- 固定資産税等（土地）の負担調整措置は、原則として、現行の仕組みを3年延長。（平成24年度～平成26年度）  
また、住宅用地特例（特例割合1／6等）も現行を維持。  
ただし、不公平是正の観点から、住宅用地に係る措置特例を経過的な措置を講じた上で平成26年度に廃止。

【平成24年度 亀岡市一般会計予算に係る専決処分について】

財団法人亀岡市清掃公社について、平成24年3月21日付け京都府指令4循第103号で京都府知事山田啓二からの認定書に基づき公益財団法人の認定を受け、来る平成24年4月1日に移行登記を行うことから、下記のとおり法人名称が変更となります。

○認定前：財団法人亀岡市清掃公社

○認定後：公益財団法人亀岡市環境事業公社

法人名称の変更に伴い、平成24年度亀岡市一般会計予算の該当予算についても名称変更が必要となることから、平成24年4月1日付けで、新たに項を創設し予算の組替えの専決処分を行うこととします。

【専決処分の内容】

現 行：13款 諸支出金 2項 清掃公社貸付金 30,000千円

組替後：13款 諸支出金 2項 清掃公社貸付金 0千円

13款 諸支出金 6項 貸付金 30,000千円

※参考

専決処分を行うにあたり、「平成24年度 亀岡市一般会計及び特別会計予算説明書」についても下記のとおり変更となります。

○平成24年度 亀岡市一般会計及特別会計予算説明書

変更前	ページ	科目												
	34・35	款	21	諸収入	項	3	貸付金元利収入	目	3	清掃公社 貸付金元金収入	節	1	清掃公社 貸付金元金収入	説明
変更後	ページ	科目												
	34・35	款	21	諸収入	項	3	貸付金元利収入	目	3	環境事業公社 貸付金元金収入	節	1	環境事業公社 貸付金元金収入	説明

変更前	ページ	科目												
	196・197	款	13	諸支出金	項	2	清掃公社貸付金	目	1	清掃公社貸付金	節	21	貸付金	説明
変更後	ページ	科目												
	196・197	款	13	諸支出金	項	6	貸付金	目	1	環境事業公社貸付金	節	21	貸付金	説明

「職員の懲戒の手續及び効果に関する条例」の改正について（専決）

条例第2条各号に定める法人のうち、すでに「公益財団法人」に変更のもの、また、4月に変更予定のもの等、条文の字句訂正をする必要があるので、地方自治法第179条第1項及び第3項の規定により専決処分するものです。

○職員の懲戒の手續及び効果に関する条例

昭和30年1月1日

条例第12号

(趣旨)

第1条 この条例は、地方公務員法(昭和25年法律第261号。以下「法」という。)第29条第2項及び第4項の規定に基づき、職員の懲戒の手續及び効果に関し規定するものとする。

(昭60条例16・平11条例18・一部改正)

(地方公共団体又は国の事務等と密接な関連を有する業務を行う法人)

第2条 法第29条第2項に規定する条例で定める法人は、次に掲げる法人とする。

(1) 財団法人 亀岡市住宅公社(昭和33年10月28日に財団法人亀岡市住宅公社という名称で設立された法人をいう。)

(2) 財団法人 亀岡市清掃公社(昭和52年1月6日に財団法人亀岡市清掃公社という名称で設立された法人をいう。)

(3) 財団法人 亀岡市福祉事業団(昭和58年1月25日に財団法人亀岡市福祉事業団という名称で設立された法人をいう。)

(4) 財団法人 亀岡市交流活動センター(昭和61年3月29日に財団法人亀岡市交流活動センターという名称で設立された法人をいう。)

(5) 財団法人 亀岡市都市緑花協会(昭和63年3月28日に財団法人亀岡市都市緑花協会という名称で設立された法人をいう。)

(6) 財団法人 亀岡市体育協会(昭和60年10月25日に財団法人亀岡市体育協会という名称で設立された法人をいう。)

(7) 財団法人 生涯学習かめおか財団(平成2年3月23日に財法人生涯学習かめおか財団という名称で設立された法人をいう。)

(8) 財団法人 亀岡市農業公社(平成9年12月10日に財団法人亀岡市農業公社という名称で設立された法人をいう。)

(9) 社会福祉法人 亀岡市社会福祉協議会

(10) 京都中部広域消防組合

(11) 上桂川用水土地改良区連合

(平11条例18・追加、平15条例32・平20条例30・一部改正)

(懲戒の手續)

第3条 任命権者は、戒告、減給、停職又は懲戒処分としての免職の処分を行うときは、関係者その他適当と認める者の意見を聴く等公正を期さなければならない。

2 前項の処分は、その旨を記載した書面を当該職員に交付して行わなければならない。

総務文教常任委員会行政視察行程表（案）

1. 視察市

視察先	市制 施行	人口	面積	議員 定数	電話	視 察 事 項
花巻市 (岩手県)	平 18.1.1	102,121 人	908.32 (平方キロ)	34 人	0198(23) 2101	(1) 災害対策全般について ○ボランティアの受け入れについて ○情報伝達の手段、対策、問題点等について ○地震時の対応について (2) 災害時の議会の対応について
釜石市 (岩手県)	昭 12.5.5	38,457 人	441.4 3 (平方キロ)	23 人	0193(22) 3710	(1) 災害対策全般について ○ボランティアの受け入れについて ○情報伝達の手段、対策、問題点等について ○地震時の対応について ○防災教育について
遠野市 (岩手県)	平 17.10.1	30,057 人	825.62 (平方キロ)	20 人	0198(67) 2678	(1) 災害対策全般について ○地震時の対応について ○後方支援活動について ○情報伝達の手段、対策、問題点等について (2) 災害時の議会の対応について

2. 行程表

5/14 (月)	亀岡 → 花巻 → <昼食> <span style="border: 1px solid black;">花巻市視察</span> (調整中) 午後 2 時間 花巻市内泊 (予定) TEL	(泊) 調整中
5/15 (火)	花巻駅 → 釜石駅 → <昼食> <span style="border: 1px solid black;">釜石市視察 (現地視察含む)</span> 午後 約 2 時間 30 分 遠野市内泊 (予定) TEL	(泊) 調整中
5/16 (水)	<span style="border: 1px solid black;">遠野市視察</span> 午前 2 時間 遠野駅 → 花巻駅 → 亀岡駅	

(両罰規定)

第18条 法人（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものを含む。以下この条において同じ。）の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前条第1項の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、同項の罰金刑を科する。

2 法人でない団体について前項の規定の適用がある場合には、その代表者又は管理人が、その訴訟行為につき法人でない団体を代表するほか、法人を被告人又は被疑者とする場合の刑事訴訟に関する法律の規定を準用する。

【解説】

本条は、前条第1項の違反行為が行われた場合に、行為者のほか、その行為者と一定の関係にある法人又は自然人をも罰金刑に課すことを規定したものです。

(1) 両罰規定とは、従業者（法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者）がその法人又は人の業務に関して一定法上の違反行為をした場合に、その直接の行為者を罰するほか、その法人又は人（業務主体）をも罰する旨の規定をいいます。

(2) 第2項では、法人でない団体に対する適用関係を明確にするため、法人を被告人又は被疑者とする場合の刑事訴訟に関する法律の規定を準用することを盛り込んだものです。

附 則

この条例は、平成 年 月 日から施行する。

【解説】

この条例は、施行までに一定期間をおいて施行することとしています。これは、広く市民等に条例の趣旨を周知するための期間を置こうとするためのものです。

亀岡市交流会館施設利用状況（平成24年3月15日現在）

	H22年度 【4月～3月】		H23年度 【4月～2月】		H24年度 【4月～6月の予約状況】	
	利用件数 (件)	収入額 (円)	利用件数 (件)	収入額 (円)	利用件数 (件)	収入額 (円)
年間利用状況	578	291,680	550	312,820	—	—
上記年間の内、 土曜日	61	76,350	63	80,460	1	600
上記年間の内、 17:00～22:00	6	12,970	9	9,700	0	0